

令和 7 年 8 月 16 日

国立赤城青少年交流の家

食事に係る注文内容の「食数変更期限」および「キャンセル料」について

当施設の食堂にご注文いただいた食事（食堂での食事・野外炊事用食材・特別注文品等）の注文内容の変更及び食数を増減される場合は、下表の「食数変更期限」までに食堂宛ご連絡願います。

なお、「キャンセル料」については、発生日以降は下表のとおり徴収させていただきます。

1. 食堂での食事及び野外炊事用食材の「食数変更期限」・「キャンセル料」

変更内容	食数変更期限			キャンセル料		
各食あたり 20食以上 (ご利用初日が基準日)	3 日前 15 時			発生日	3 日前 15 時以降	2 日前 15 時以降
				料金	料金の 50 %	料金の全額
各食あたり 20食未満	利用初日	昼食	初日 10 時			
		夕食	初日 12 時			
	利用 2 日目 (以降)	朝食	前日 17 時			
		昼食	当日 8 時			
		夕食	当日 12 時			

※各食あたりとは、昼、夕、朝それぞれの食事時間における食数のこと

2. 弁当・特別注文品等の「食数変更期限」・「キャンセル料」

変更内容 ※各食あたり	食数変更期限	キャンセル料	
1 食より (ご利用初日が基準日)	7 日前 15 時	発生日	7 日前 15 時以降
		料金	料金の全額

※各食あたりとは、昼、夕、朝それぞれの食事時間における食数のこと

3. その他

- ・天災等、利用者様に責任のない不可抗力による利用のキャンセルはキャンセル料徴収の対象外です。
- ・キャンセル期限を過ぎてからの利用日程の短縮や、別日程への変更に伴うキャンセルについてはキャンセル料徴収の対象となります。

令和7年8月16日
国立赤城青少年交流の家

食事に係る注文内容の変更・キャンセル期限について（10月1日より適用）

Q & A

【食堂での食事・野外炊事用食材】

Q 1. 食堂での食事・野外炊事用食材のキャンセル料がかからない変更・キャンセル期限はいつか。

→A 「入所日より3日前の15時まで」にご連絡いただければキャンセル料は発生いたしません
が、食品ロスを防ぐためにも可能な限りお早めにご連絡ください。

Q 2. 各食20食以上は具体的にどのようなパターンか。

→A 昼・夕・朝の3回分の減少する変更・キャンセルの合算が20食以上ではなく、「昼・夕・朝
のそれぞれの食事時間において各20食以上の減少する変更・キャンセルがキャンセル料の
該当」となります。

Q 3. 「入所日より3日前の15時以降」に夕食18食の減少する変更をしたが、利用当日に急遽2
名が体調不良となり、夕食が更に2食キャンセルとなった場合はキャンセル料がかかるのか。

→A キャンセル料が発生する期限（入所日より3日前の15時以降）を過ぎて、昼・夕・朝のそ
れぞれの食事時間において合計で各食20食以上の減少する変更・キャンセルは、キャンセ
ル料が発生します。

（この場合、18食分は50%、2食分は100%のキャンセル料がかかります）

Q 4. 25食分のキャンセルをした場合、キャンセル料の対象となるのは5食分のみか。

→A いいえ、5食分のみではなく25食分がキャンセル料の対象となります。

Q 5. 野外炊事用食材は8人セットでの注文が基本であるが、各食20食以上に該当する場合とはど
のようなパターンか。

→A 例えば、8食×3セット＝24食分の減少する変更・キャンセルはキャンセル料の対象とな
ります。

【弁当・特別注文品】

Q 6. 食堂での食事・野外炊事用食材とは異なり、1食分でもキャンセル料の対象となるのか。

→A 貴見のとおり、1食分でも期限を過ぎて減少する変更・キャンセルをされた場合は対象とな
ります。